

いじめ、体罰、わいせつ行為等への対策推進を求める意見書

子どもたちが安全に安心して過ごせる場所であるはずの学校において、いじめや体罰、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントなどの重大な事案が後を絶たない。

文部科学省が発表した平成27年度におけるいじめの認知件数は、小中学校で21万件を超え、体罰及びわいせつ行為等によって懲戒処分等を受けた小中学校の教職員は、平成27年度の調査で1千人近くに及んでいる。

2013（平成25）年にいじめの防止・早期発見・対処について定めた「いじめ防止対策推進法」が制定されたが、教職員の業務が煩雑・多忙化していることもあり、その運用が浸透しているとは言えない。また、インターネット環境を利用したいじめも増加しており、学校や保護者の目が行き届かない場面も多くなっている。

体罰やわいせつ行為等に関しても、教職員への研修等を行い、子どもたちが安心して学べる教育現場の実現を一層推進させなくてはならない。

よって、本市議会は、国や文部科学省に対し、いじめや体罰、わいせつ行為等の防止に関する適切な態勢を確立し、子どもたちが安全・安心して教育を受けられる環境づくりを進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣殿
文部科学大臣

座間市議会議長 京 免 康 彦